

社会福祉法人 若松福祉会

令和5年度 事業計画(案)

はじめに

社会福祉法人若松福祉会も令和2年10月で創立20周年を迎えました。

若松福祉会を創立した、浦野シマ前会長の遺志を継承し、今後も地域の障がい者に対し質の高い支援サービスを行い、自立して社会生活ができるよう必要な訓練と技術を習得するための場所を提供します。

現在、若松福祉会では、就労継続支援B型(ギャロップ・わかまつ共同作業所)の2事業所と、指定特定相談支援(し〜ま)の3事業を運営しております。各事業とも活動内容の充実・サービスの向上を図り、支援を継続して参ります。

1. 基本方針

(1) 若松福祉会の経営理念に沿って事業を推進します

- イ 社会福祉政策の分析と検討を行い事業運営の強化を図ります
- ロ 業務内容と手順を常に見直し合理化に努め経費節減に努めます
- ハ 新規事業にも取り組み地域社会との関係性を高める法人事業の充実を図ります

(2) 経営の健全化と生産性の向上を図ります

- イ サービスの質向上に努め、支援体制の充実・強化を図ります
- ロ 無駄をなくし効率化に努め健全な経営を確立します
- ハ 高品質な安定した商品を提供します

(3) 職員の資質・専門性の向上を図ります

- イ 施設内外の研修会や資格取得のための研修に積極的に参加し資質の向上を図ります
- ロ 業務手順の習得と専門技術の習得に努めます

2. 理事会・評議員会の開催及び監事監査の実施予定

(1) 理事会、評議員会の開催予定

- イ 評議員会 令和5年 6月24日(土曜日)
- ロ 理事会 6月10日(土曜日) 10月28日(土曜日)
令和6年 3月23日(土曜日)

(2) 監事監査の実施予定

- 1回目 令和4年 12月
- 2回目 令和5年 5月

令和5年度 事業計画 (案)

1. 定 員 就労継続支援B型 20名
登録者数 26名(令和4年3月1日現在)

 2. 職員構成、職務分担
管理者 1名
サービス管理責任者 1名(兼務)
職業指導員 3名(常勤管理栄養士1名、常勤2名)
生活支援員 3名(常勤精神保健福祉士1名、常勤1名、非常勤1名)
就労定着支援員 1名(常勤兼務 1名)
目標工賃達成指導員 2名(非常勤2名)
調理員 1名(常勤兼務管理栄養士1名)

 3. 支援サービスの内容
利用者本人の、社会で自立していく意欲を引き出し、作業能力の向上と精神的、技術的な支援を行い継続して社会で生活できるよう支援をします。
 - 実施する生産活動等の内容
 - イ 喫茶店「し～ま茶房」の経営事業
 - ロ パン、焼き菓子の製造販売事業
 - ハ 弁当の販売事業
 - ニ 清掃委託事業(公園清掃)
 - ホ 共通プログラム(DM作業他)
 - 利用者に対する支援プログラム、講習等
 - イ パソコン教室(月2回)
令和4年度は希望者減少により休止、複数人の希望があれば再開予定
 - ロ 就労された利用者の職場定着を促すための就労定着支援事業の運営
- ※ 以上の支援事業の充実を図るため、次の取組を行います。
- (1) 利用者の確保に向けた取り組み
 - ・ 距離のある医療機関、クリニック等への施設紹介のパンフレット送付
 - ・ 新規利用に繋げるため近隣の医療機関・福祉施設等への訪問、指定特定相談支援施設への連携を密にし、見学希望者を積極的に受け入れます。
 - ・ 利用者が安心して通所ができるよう、生産活動の見直しや環境整備を行います。
 - (2) 生産活動の見直しと環境整備
 - ・ 利用者個々のペースに合わせられるようパン製造を縮小し、事前準備ができ長期保存可能な焼き菓子の製造が主軸となるようシフト、作業の構造化を図っています
 - ・ パン製造の縮小に伴い、販売店である「し～ま茶房」の営業時間の縮小をします。
 - ・ 様々な障害特性を持つ利用者に対応できるよう、個々に合わせた作業参加が可能な環境を整えます。

- (3) 地域社会との交流
 - ・地域に開かれた就労支援施設として、行事イベントへ参加します

- (4) 地域関係機関との連携(会議の出席)
 - ・府中市福祉作業所等連絡協議会及び精神部会
 - ・東京都精神障害者授産施設連絡会
 - ・府中市精神保健福祉協議会

4. 年間行事(別紙計画書のとおり)

- 6月 府中市環境まつり 模擬店出店
- 9月 府中市生涯学習センターフェスティバル 模擬店出店
- 10月 都立府中療育センターまつり 模擬店出店
- 12月 府中市障害者啓発事業WaiWaiフェスティバル(ルシーニュ)
- 2月 日帰り旅行

5. 健康管理

職員、利用者とも年1回、健康診断の実施と日常の衛生管理に努めます

- イ 利用者の体重測定 (毎月)
 - 〃 健康診断 (保健所)
- ロ 職員の健康診断 (3月)
- ハ その他 インフルエンザ、ノロウイルスその他の感染性予防に対する注意を職員、利用者へ啓蒙し日常の健康管理に努めます

6. 福祉サービスに対する苦情処理対応の実施

- イ 苦情相談窓口、解決責任者を任命しその解決に当たる
- ロ 利用者ミーティング(不定期)
- ハ 「苦情解決の対応規程」による苦情受け付け担当、苦情解決責任者第三者委員による解決の実施

担当者	氏名	連絡先
苦情受付担当者	浦野ヒロ子 (法人受付担当)	042-365-7363
苦情解決責任者	長谷川善樹 (施設長)	042-365-7363
第三者委員	徳永 礒 (理事長)	070-5563-7010
	菅原 良子 (監事)	070-5563-0879

7. 実習生等の受け入れについて

東京慈恵会医科大学 都立府中看護専門学校

8. 職員の研修計画及び虐待防止について

職員の資格取得や専門職としての資質の向上を図るため、施設外の研修に積極的に参加し、虐待防止委員会を定期的開催し業務の充実と職員間の情報共有、利用者へ対する良質なサービス提供に努めます(別紙計画書のとおり)

イ 障害者虐待防止法についての研修を予定し、虐待防止並びに身体拘束適正化についての全職員の参加を徹底します

ロ 公的機関、関連機関の研修には積極的に参加し、研修報告を充実し職員全体に内容が周知するよう努めます

ハ 福祉サービスの情報に耳を傾け、施設運営に不可欠な研修には必ず参加します

9. 安全管理及び防火対策

建物設備の自主点検を行い、防火対象物及び防火設備の法定点検を遵守し、消防計画に基づく防火訓練を行うとともに、巨大地震後における利用者の「地震時帰宅困難者対策の強化」を図ります

6月 防災設備法定点検

7月 立川都民防災センターを利用した多目的防災訓練

11月 防災設備法定点検

12月 建物設備法定点検

施設内全体清掃

3月 防火対象物法定点検

春の火災予防運動 避難訓練(施設内)

以上

令和5年度 事業計画(案)

事業方針

就労継続支援B型の事業所として、設立理念である地域で働く喜びを提供すると共に、週1日から利用ができ、安心して通える安全な場所作りと、利用者の意欲向上のため作業内容の見直し、工賃向上を目指します。また、自店舗での自主製品の販売や資源回収を通して、地域との積極的な交流を図っていきます。

- 1) 事業の営業開拓
- 2) 利用者の確保と生活支援の充実、高齢施設を含む関係機関との連携
- 3) 職員の資質の向上
- 4) 工賃向上

1. 事業所名

わかまつ共同作業所

※定員 20名 (就労継続支援B型)

※登録者数 21名 (令和5年3月1日現在)

2. 職員構成、職務分担

施設長	1名 (常勤)
サービス管理責任者	1名 (常勤、兼務)
職業指導員	1名 (常勤)
生活支援員	1名 (非常勤)
目標工賃達成指導員	1名 (常勤)

3. 支援サービスの内容

個別支援計画のモニタリングを6か月に1回以上実施し、計画に基づき支援を行います。

○実施する生産活動等の内容

- イ 自主製品 古着物を利用した商品作成・販売（布ぞうり、サコッシュ等）
- ロ 受注作業 DM作業（公益財団法人府中文化振興財団 府中の森芸術劇場、SDMコンサルティング株式会社、アメール 他）
- ハ 公園清掃（西森公園、一本木公園、明ヶ代東公園）

○ その他の活動

- イ レクリエーション活動（新年会・食事会・忘年会等）
- ロ その他利用者のニーズに応じ、各所関係機関との連携をとる

※ 支援事業の充実を図るため、次の活動を行います。

- イ 実習生の受け入れ
- ロ 見学・試験参加希望者の受け入れ
- ハ 福祉まつり等の地域行事への参加による、地域社会との交流
- ニ 地域関係機関との連携（会議の出席）
府中市福祉作業所連絡会及び精神部会、府中精神保健福祉協議会

4. 年間行事

- 8月 大掃除・食事会
- 10月 府中市福祉まつり
- 12月 府中市障害者（児）福祉啓発事業 Waiwaiフェスティバル
大掃除・忘年会
- 1月 新年会

5. 健康管理

職員・利用者に、年1回の健康診断実施と日常の衛生管理に努めます。

- イ 利用者の体重測定 (毎月)
- 利用者の健康診断 (2月)
- ロ 職員の健康診断 (2月)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用者・職員ともに、毎日の検温とマスク着用を継続する。

施設内での消毒作業を定期的に行い、感染予防に努めます。

※ 令和5年3月10日時点で、コロナ感染者0名

6. 福祉サービスに対する苦情処理対応の実施
 苦情対応のための体制は以下の通りです。

	氏 名	連 絡 先
苦情解決責任者	高橋 典子 (施設長)	042-334-3126
苦情受付担当者	浦野 ヒロ子	042-365-7363
第三者委員	菅原 良子	070-5563-0879

直接職員へ苦情の申し出が出来ない状況を回避するために、意見箱を作業室に設置しております。

主な外部の苦情解決窓口

【府中市の窓口】 府中市役所福祉保健部 障害者福祉課 精神保健担当 援護担当	所在地 東京都府中市宮西町2丁目24番地 電話番号 042-335-4111 (代表) -4022 (精神保健担当) -4962 (援護担当) 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時(祝日・年末年始を除く)
【東京都の窓口】 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 東京都千代田区神田駿河台1-8 東京YMCA会館3階 電話番号 03-5283-7020 FAX番号 03-5283-6997 e-mail kaietsu@tcsw.tvac.or.jp 受付時間 月～金(祝日・夏休み・年末年始を除く) 9:00～17:00

7. 障害者虐待防止

利用者に身体的・精神的苦痛等の虐待を防止するため、虐待防止責任者を配置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。また虐待に関する相談、通報、届出は下記の専用窓口で受け付けます。

虐待に関する相談、通報、届出窓口

【事業者の窓口】 虐待防止責任者：長谷川善樹 (ギャロップ施設長) 受付担当者：施設長 高橋典子	所在地 東京都府中市清水が丘3-2-20 電話番号 042-334-3126 FAX番号 042-334-3127 受付時間 月曜～金曜日 午前9時～午後5時30分 (祝日、夏期休暇、年末年始を除く)
【府中市の窓口】 府中市役所福祉保健部 障害者福祉課 精神保健担当 援護担当	所在地 東京都府中市宮西町2丁目24番地 電話番号 042-335-4111 (代表) -4022 (精神保健担当) -4962 (援護担当) 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時(祝日・年末年始を除く)
【三鷹市の窓口】 三鷹市障がい者虐待防止センター (三鷹市障がい者支援課)	所在地 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号 電話番号 0422-45-1151 (内線2656) 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時(祝日・年末年始を除く)
【東京都の窓口】 東京都障害者権利擁護センター (東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課)	所在地 東京都新宿区西新宿2-8-1 電話番号 03-5320-4223 FAX番号 03-5388-1413 受付時間 平日 午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

8. 実習生の受け入れについて

新型コロナウイルス感染症等の社会情勢を考慮しつつ、受入を検討していく。

9. 研修

職員の資格取得や専門職としての資質の向上を図るため、施設内外の研修に積極的に参加し、業務の充実と質の良いサービスの提供に努めます。

イ 虐待防止についての研修を定期的に行い、虐待防止の意識向上を図るため多数の職員が参加出来るよう努めます。

ロ 公的機関、関連機関の研修には積極的に参加し、研修報告を充実し全体に内容が周知するように努めます。

ハ 福祉サービスに係る情報に常にアンテナを張り、施設運営に必要な研修に参加します。

10. 安全管理・防火管理
年1回の避難訓練実施

社会福祉法人 若松福祉会
指定特定相談支援事業所「し～ま」

令和5年度 事業計画(案)

〈はじめに〉

相談支援事業を開始して行政機関、他の関連事業所からの相談依頼も増加、ようやく軌道にのり相談件数も徐々に増加、安定した運営になりつつあるようでした。

しかし、令和2年度の入り、新型コロナウイルス感染症の影響も大きく、施設利用・見学者も減少、それ迄施設利用していた方の退所もそれと連動して相談支援事業の利用者も徐々に減少していくという状況になっておりました。

若松福祉会の事業を継続していく上で「し～ま」の運営も重要になる一年と考えております。

法人の他部門にも側面から、相談支援事業として協力してゆきたいと思っております。

1. 相談支援施設

〒183-0005 府中市若松町1丁目9番地の1
電話 042-365-7361
ギャロップ(内)相談室

2. 職員配置

相談支援員 2名

3. 基本方針

障害者総合支援法の趣旨に従い、利用者の方の指定相談支援事業を提供
社会資源を活用した支援を行います。

4. 計画相談支援(サービス内容)

- ① 相談支援及びサービスの利用計画の作成
- ② 居宅を訪問し、利用者及び家族と面接、おかれている状況や希望する生活や課題を把握します(以下「アセスメント」)
- ③ 利用者及び代理人(以下「利用者」)の選択の基つき、適切な保健、医療、福祉、教育等の提供サービス(以下「福祉サービス等」)が総合かつ効率的に提供されるよう配慮します
- ④ 福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載した、サービスの利用計画書作成します
- ⑤ 福祉サービス等について利用者、家族に説明し、同意を得たうえで決定する

5. 職員研修

施設の適正な運営を図るため、相談員の資質の向上に努め研修を実施します。

6. 苦情相談窓口、実習生の受け入れ、研修、安全管理、防災管理、健康診断等
「し～ま」についてはギャロップに準じて行います。